

【報酬告示の改正案】

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

(平成 27 年 4 月施行分)

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）【平成二十七年四月一日施行（予定）】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
介護保険法施行法（平成九年法律第二百一十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。				介護保険法施行法（平成九年法律第二百一十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。			
所得の区分	居室等の区分	所得の区分	居室等の区分	所得の区分	居室等の区分	所得の区分	居室等の区分
一 イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三百六号。以下「施行規則」という。）第一号において準用する第一条に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合がある者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの	ニシット型個室 ニシット型準個室 従来型個室（特養等） 多床室	ニシット型個室 ニシット型準個室 従来型個室 多床室	ニシット型個室 ニシット型準個室 従来型個室 多床室	一 一千三百十円 一千三百十円 一千三百二十円 三百七十円	一日につき 一千三百十円 一千三百二十円 一千三百二十円 三百七十円	一 一千三百十円 一千三百二十円 一千三百二十円 八百二十円	一日につき 一千三百十円 一千三百二十円 一千三百二十円 三百七十円
二 イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三百六号。以下「施行規則」という。）第一号において準用する第一条に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合がある者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの	ニシット型個室 ニシット型準個室 従来型個室 多床室	ニシット型個室 ニシット型準個室 従来型個室 多床室	ニシット型個室 ニシット型準個室 従来型個室 多床室	一 一千三百十円 一千三百二十円 一千三百二十円 八百二十円	一日につき 一千三百十円 一千三百二十円 一千三百二十円 三百七十円	一 一千三百十円 一千三百二十円 一千三百二十円 八百二十円	一日につき 一千三百十円 一千三百二十円 一千三百二十円 三百七十円

一

<p>二</p> <p>て、特定旧措置入所者であつるもののうちのいずれかに該当するもの</p> <p>イ　　施行規則第百七十七条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者</p>	<p>ロ　施行規則第百七十七条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、二号に掲げる者であつたとすれば保護額がこの項の下欄に掲げたとすれば同一の規定によるもの</p> <p>ハ　施行規則第百七十七条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、二号に掲げる者であつたとすれば同一の規定によるもの</p> <p>ニ　施行規則第百七十七条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、二号に掲げる者であつたとすれば同一の規定によるもの</p>
<p>二</p> <p>て、次の一いずれかに該当するもの</p> <p>イ　　施行規則第百七十七条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者</p>	<p>ロ　施行規則第百七十七条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、二号に掲げる者であつたとすれば保護額がこの項の下欄に掲げたとすれば同一の規定によるもの</p> <p>ハ　施行規則第百七十七条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、二号に掲げる者であつたとすれば同一の規定によるもの</p> <p>ニ　施行規則第百七十七条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、二号に掲げる者であつたとすれば同一の規定によるもの</p>

<p>二</p> <p>イの二において準用する施設入所者による額がこの項の下欄に掲げられる額であつたとすれば保険を必要としない状態となるもの</p> <p>特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 行規則第八十三条の五第一項に規定する指定地域密着型サビスをいい、同法第百二十三号(平成九年法律第百二十三号)第百四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サビスをいい、同法第四十八条第一項に規定する指定介護福祉施設サビスをい</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">多床室</th> <th style="text-align: center;">従来型個室</th> <th style="text-align: center;">ユニット型準個室</th> <th style="text-align: center;">ユニット型個室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">零円</td> <td style="text-align: center;">三百二十円</td> <td style="text-align: center;">四百九十円</td> <td style="text-align: center;">八百二十円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 日につき</td> <td style="text-align: center;">一 日につき</td> <td style="text-align: center;">一 日につき</td> <td style="text-align: center;">一 日につき</td> </tr> </tbody> </table>	多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室	零円	三百二十円	四百九十円	八百二十円	一 日につき	一 日につき	一 日につき	一 日につき
多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室										
零円	三百二十円	四百九十円	八百二十円										
一 日につき	一 日につき	一 日につき	一 日につき										
<p>三</p> <p>イの二において準用する施設入所者による額がこの項の下欄に掲げられる額であつたとすれば保険を必要としない状態となるもの</p> <p>特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 行規則第八十三条の五第一項に規定する指定地域密着型サビスをいい、同法第百二十三号(平成九年法律第百二十三号)第百四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サビスをいい、同法第四十八条第一項に規定する指定介護福祉施設サビスをい</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">多床室</th> <th style="text-align: center;">従来型個室</th> <th style="text-align: center;">ユニット型準個室</th> <th style="text-align: center;">ユニット型個室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">零円</td> <td style="text-align: center;">三百二十円</td> <td style="text-align: center;">四百九十円</td> <td style="text-align: center;">八百二十円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 日につき</td> <td style="text-align: center;">一 日につき</td> <td style="text-align: center;">一 日につき</td> <td style="text-align: center;">一 日につき</td> </tr> </tbody> </table>	多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室	零円	三百二十円	四百九十円	八百二十円	一 日につき	一 日につき	一 日につき	一 日につき
多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室										
零円	三百二十円	四百九十円	八百二十円										
一 日につき	一 日につき	一 日につき	一 日につき										

<p>う。以下同じ。)を受けれる日の属する年の前年(又は指定地域密着型サビスを受ける月が一月から六月までの間に規定する公的年金等の収入金額(所得税法(昭和三十三年法律第三十五条第二項第一号)第百九十二条第一項第十三号)の合計所得金額をいう。)及び当該指定地域密着型サビス又は指定介護福祉施設サビス又は指定介護福祉施設サビスを受ける日の属する年の前年(又は指定地域密着型サビスを受ける月が一月から六月までの間に規定する公的年金等の収入金額(所得税法(昭和三十五年法律第三十三条号)第百九十二条第一項第十三号)の合計所得金額を下回る場合には、零とする)の合計額(以下「公</p>	<p>う。以下同じ。)を受けれる日の属する年の前年(又は指定地域密着型サビスを受ける月が一月から六月までの間に規定する公的年金等の収入金額(所得税法(昭和三十三年法律第三十五条第二項第一号)第百九十二条第一項第十三号)の合計所得金額をいう。)及び当該指定地域密着型サビス又は指定介護福祉施設サビス又は指定介護福祉施設サビスを受ける日の属する年の前年(又は指定地域密着型サビスを受ける月が一月から六月までの間に規定する公的年金等の収入金額(所得税法(昭和三十五年法律第三十三条号)第百九十二条第一項第十三号)の合計所得金額を下回る場合には、零とする)の合計額(以下「公</p>
---	---

五貢

六頁

従来型個室

が、加えられた居住費額及び費用額を用いて、一度定食した額を控除した額の特に限り、一日につき三百二十円とし、一日につけた基準額から当該額に乘じて得た額を掲げる。これは、場合にあつては、次に掲げる額とす。

従来型個室

が、加えられた居住費額及び費用額を用いて、一度定食した額を控除した額の特に限り、一日につき三百二十円とし、一日につけた基準額から当該額に乘じて得た額を掲げる。これは、場合にあつては、次に掲げる額とす。

口 円 三百 日 に つ き 三 百 二 十 円 と し 一
場合を上回る場合(一口に)一回を除く場合

を用いて、一度定食した額を控除した額の特に限り、一日につき三百二十円とし、一日につけた基準額から当該額に乘じて得た額を掲げる。

口 円 三百 日 に つ き 三 百 二 十 円 と し 一
場合を上回る場合(一口に)一回を除く場合

を用いて、一度定食した額を控除した額の特に限り、一日につき三百二十円とし、一日につけた基準額から当該額に乘じて得た額を掲げる。

九

		、国民年金法等の一部を 改正する法律（昭和六十 一年法律第三十四号）附則 第三十二条第一項の規定 によりなお従前の例によ るものとされ同法第一条 の規定による改正前の国民 年金法（昭和三十四年 法律第百四十一号）に基 づく老齢福祉年金（その 全額につき支給が停止さ れているものを除く。） の受給権を有するもの（ 以下「老齢福祉年金受給 者」という。）	零円
ハ	ハ	くくく。（一）の項口及び 三の項口に掲げる者を除 く。（二）の二ににおいて準用する施 行規則第八十三条の第五第 三号に掲げる者	施行規則第百七十二条 の二ににおいて準用する施 行規則第八十三条の五第 三号に掲げる者であつたとすれば保 護を必要としない状態とし なるもの（一）の項口及び 三の項口に掲げる者を除 く。（二）の二ににおいて準用する施 行規則第八十三条の第五第 三号に掲げる者
ロ	ロ	くくく。（一）の項口及び 三の項口に掲げる者を除 く。（二）の二ににおいて準用する施 行規則第八十三条の第五第 三号に掲げる者であつたとすれば保 護を必要としない状態とし なるもの（一）の項口及び 三の項口に掲げる者を除 く。（二）の二ににおいて準用する施 行規則第八十三条の五第 三号に掲げる者	施行規則第百七十二条 の二ににおいて準用する施 行規則第八十三条の五第 三号に掲げる者であつたとすれば保 護を必要としない状態とし なるもの（一）の項口及び 三の項口に掲げる者を除 く。（二）の二ににおいて準用する施 行規則第八十三条の五第 三号に掲げる者
		、国民年金法等の一部を 改正する法律（昭和六十 一年法律第三十四号）附則 第三十二条第一項の規定 によりなお従前の例によ るものとされ同法第一条 の規定による改正前の国民 年金法（昭和三十四年 法律第百四十一号）に基 づく老齢福祉年金（その 全額につき支給が停止さ れているものを除く。） の受給権を有するもの（ 以下「老齢福祉年金受給 者」という。）	零円

卷之三

一 この表において「ユニット型居室」とは、介護保険法施行法第十三章第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第
十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居
住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案

して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。）の基準考一

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多居室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多居室をいう。

して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。）の表規考一に規定するところによれば、当該請求額は

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表構造二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

五 基準額は、指定地盤看護ナースに要する費用の額の算定に